

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成24年6月25日

愛知県知事 殿

提出者 住所 〒479-0806 愛知県常滑市大谷坂森50番
 氏名 株式会社 LIXIL 大谷工場
 工場長 田中宏和
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0569-37-0272

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 LIXIL 大谷工場 (平成23年4月1日会社合併により(株)INAXから名称変更)
事業場の所在地	愛知県常滑市大谷字坂森50番地
計画期間	平成23年4月1日～平成24年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	18 プラスチック製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額：26,141百万円
③従業員数	620人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	住宅設備商品の製造 洗面カウンター・キッチンカウンターの製造 →人造大理石くず→中間処理業者に委託して破碎後、セメント原燃料化 →廃油(アセトン、油圧オイル)→中間処理業者に委託して蒸留後、再資源化 →混合物(人造大理石と補強木)→中間処理業者に委託して破碎後、再資源化 →熱可塑樹脂くず→中間処理業者に委託して破碎後、再資源化 →鏡・陶器製洗面器くず→中間処理業者に委託して破碎後、再資源化 →汚泥→中間処理業者に委託して脱水後、セメント原燃料化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
(管理体制図)						
L I X I L住設・建材カンパニー環境マネジメント会議－議長；社長、環境統括責任者；常務 →環境推進G →生産推進会議 →キッチン・洗面分科会 →大谷工場－工場長－製造技術課長（環境管理責任者） →環境保全部会－各部署長－各課従業員 →製造技術課産業廃棄物担当（特別管理産業廃棄物管理責任者）						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
①現状	【前年度（平成23年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油	混合物
	排出量	1074 t	38 t	30 t	4 t	16 t
	(これまでに実施した取組) ・不良率低減 ・包装材の簡易化 ・製品の軽量化 ・品質改良して製品返品率の削減					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油	混合物
	排出量	1063 t	38 t	30 t	4 t	16 t
	(今後実施する予定の取組) ・不良率低減 ・木製引き出しの樹脂化（軽量化、不良率低下） ・不動態在庫の削減 ・有価での売却先を探索					
産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類，木くず，汚泥，陶磁器くず，廃油，一般廃棄物，金属くずはそれぞれ分別 ・不動態在庫処分の際に、廃棄物担当者に現物確認させることをルール化し、再資源化の比率を高めた。 ・プラスチック・金属複合品のマテリアルリサイクル率の高い産廃処分業者に変更した。					
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・不動態在庫処分の際に、廃棄物担当者に現物確認させるルールの定着					

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（平成23年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油	混合物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	2 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃棄人造大理石を粉砕して、人造大理石の石目柄材として再利用					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油	混合物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記取り組みの継続					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（平成22年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油	混合物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・ 特に実施していない						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油	混合物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・ 減量、熱回収等の中間処理については、委託処理により実施して行く						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（平成23年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油	混合物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油	混合物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（23年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油	混合物
	全処理委託量	1072 t	38 t	30 t	4 t	16 t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	—	—
	再生利用業者への処理委託量	1072 t	38 t	30 t	4 t	16 t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—
(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。 ・単一大量廃プラ処理時は有価売却の有無を確認し有価物として処理						

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油	混合物
	全処理委託量	1061 t	38 t	30 t	4 t	16 t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	—	—
	再生利用業者への処理委託量	1061 t	38 t	30 t	4 t	16 t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・委託処理業者に優良認定を受けるよう促す。 ・委託先処理業者には年1回現地確認を実施する。 ・有価物としての売却先を探索					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。